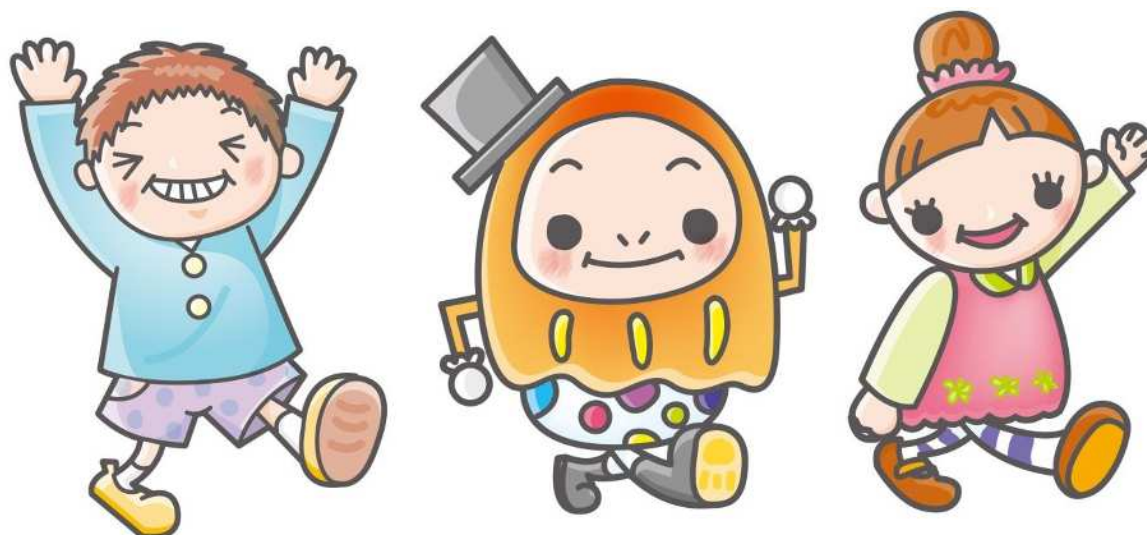


第2期 高崎市

子ども・子育て支援事業計画

概要版



たかさき子育て応援情報サイト『ちやいたか』キャラクター

高崎市

計画策定の背景と趣旨

進展する少子化の背景には、未婚化や晩婚化の傾向、核家族や地域のつながりの希薄化による子育てに対する不安や孤立感の増大、また大都市を中心に多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立（ワーク・ライフ・バランス）できる環境の整備が十分でないことなど、多くの問題が挙げられています。

こうした状況に対処するため国は、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会の実現を目指し、国や地域社会をあげて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みの構築について検討を進め、2012年（平成24年）に社会保障と税の一体改革の関連法として、子ども・子育て支援法をはじめとした「子ども・子育て関連3法」が成立し、2015年（平成27年）4月から子ども・子育て支援新制度が施行されることとなりました。

新制度では、基礎自治体である市町村が幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体として位置づけられ、また、すべての子どもに良質な育成環境を保障するため、それぞれの子どもや家庭の状況に応じた子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うこととしています。

このため、市町村は、地域の実情に応じた教育・保育等が適切に提供されるよう、これらの量の見込みや提供体制の確保の内容等にかかる具体的な目標設定を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、必要な給付及び事業を計画的に実施していく必要があります。

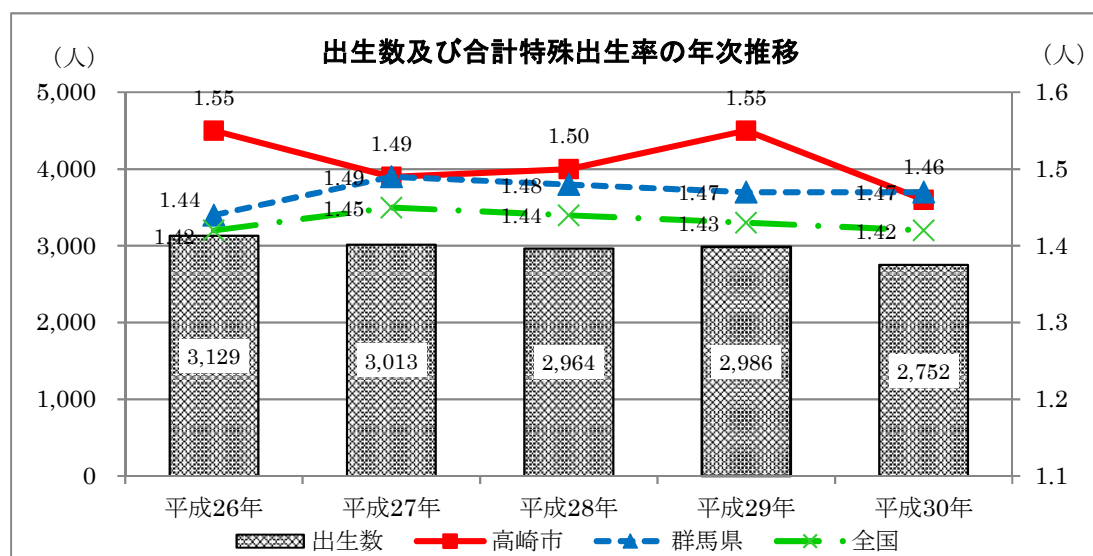
これまで本市では、地域の子どもや保護者、地域・子育て支援関係者の実態に合った事業を計画的に進めるため、2015年度（平成27年度）から2019年度（平成31年度）までの5年を1期として、2015年（平成27年）3月に高崎市子ども・子育て支援事業計画を策定し、体系別に目標を定め施策を展開してまいりました。このたび、この第1期計画が令和元年度をもって策定から5年が経過することを受け、第2期高崎市子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、本市の子ども・子育て支援施策を推進するための計画とします。

計画の期間は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5か年としますが、社会状況の変化や計画の進捗状況等により随時必要な修正を加えていきます。

高崎市の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：群馬県健康福祉部健康福祉課「人口動態統計」より

計画の基本的な考え方

基本理念

本市では、子どもたち自ら考え行動する指針である『たかさきこども憲章』と、子どもたちを取り巻く大人の目線で子どもと子育てに優しいまちづくりに取り組む決意を示した『こども都市宣言』を定め、子ども・子育て支援環境づくりを進めています。

本計画では、これらの憲章や宣言の考え方を基本として、社会の希望であり、未来をつくる力である子どもたちの最善の利益が実現できる社会を目指し、基本理念を定めます。

たかさきこども憲章

わたしたち高崎の子どもは、自分たちの育った愛するこのまちで、緑いっぱいの環境や伝統的な文化を守り、夢や希望にあふれる未来をつくるための道しるべとして、市制110周年を記念し、この「たかさきこども憲章」を定めます。

わたしたちは、一人ひとりの気持ちを考え、笑顔いっぱいの平和なまちにしていきます。

わたしたちは、自然を大切にし、緑あふれるきれいなまちをつくっていきます。

わたしたちは、地域の伝統を守り、高崎の新しい文化をつくっていきます。

わたしたちは、思いやりや感謝の気持ちを忘れず、人と人のつながりを大切にしていきます。

わたしたちは、夢をかなえるために自分を信じ、努力と挑戦をしていきます。

この「たかさきこども憲章」は、市内の全小・中学校、特別支援学校の代表者86人が憲章作成委員に任命され、それぞれの考えや想いを出し合い、意見を交わしながら素案を作成したもので、高崎の子どもたちが未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく心身ともに健やかに成長していくために自ら考え行動する指針として、市制110周年を迎えた平成22年2月に制定したものです。

この「こども都市宣言」は、子どもたち自らが示した行動指針である「こども憲章」に対し、子どもたちを取り巻く大人の目線で、本市の大人たちが協力して、子育てや子育て支援に取り組み、子どもたちが安心して暮らしていけるようなまち、子どもと子育てに優しいまちをつくっていかうとする決意を表明したもので、本市が中核市となった平成23年4月に宣言したものです。

こども都市宣言

明日の高崎、そして未来を担うのは、子どもたちです。

市民が育て、守ってきた伝統や精神、自然環境を受け継ぎ、子どもたち一人ひとりがたくましく心豊かに成長することは、わたしたち高崎市民の願いです。

この願いを実現するために、わたしたちは安心して子どもを産み育てることができるまちづくりに取り組み、子どもの人権を尊重し、子どもたちが様々な可能性に挑戦できる社会をつくっていきます。

高崎市民がともに力を合わせ、大きな心で子どもを見守り、家庭、学校をはじめ地域社会全体で子どもを育てていくことを決意し、ここに「こどもを育む都市高崎」を宣言します。

基本理念

すべての子どもがあらゆる可能性にチャレンジすることができ、
子育ての喜びを、親として、家庭で、地域社会全体で
感じる事ができる支えあいのまちづくり

基本的視点・目標

「こどもの最善の利益」を実現するための支えあいのまちづくりを進めていくため、基本理念に基づき、「子ども」、「保護者」そして「地域・子育て支援関係者」の3者の立場、視点から方向性を設定し、それぞれの権利や役割を明確にしたうえで、基本的な目標を定め、具体的な子育て支援施策を推進していきます。

基本的視点1

子どもの視点からの方向性

あらゆる可能性にチャレンジできるサポート体制の構築

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。
その子どもたち一人ひとりがかけがいのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれるためには成長や発達段階に応じた適切な支援や質の高い教育・保育の提供は不可欠です。
本市の子どもたちが、たくましく、力強く成長し、明日の高崎、そして未来を担っていく存在としてあらゆる可能性にチャレンジできるサポート体制の構築を進めていきます。

基本目標

- 1 子どもの健やかな成長を支援する体制づくり
- 2 特別な支援が必要な子どもへの支援の充実
- 3 安全・安心な子どもの成長に配慮した環境の整備
- 4 良質な教育や保育を受けることができる環境の整備

基本的視点2

保護者の視点からの方向性

子育てに喜びや生きがいを感じながら自らの成長をも実感し楽しむことができる支援体制の充実

保護者が子育てにおける第一義的な責任を果たし、子育ての権利を享受するとともに義務を果たすことができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する不安、孤立感を和らげ、また妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うことで、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長の支援も実現し、子どもの成長と子育ての喜びを感じることができる支援体制の充実を図ります。

基本目標

- 1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
- 2 仕事と子育ての両立支援
- 3 ひとり親への支援

基本的視点3

地域・子育て支援関係者の視点からの方向性

地域社会のすべての人たちが親子の成長を支え、見守り、共に喜びを分かち合える社会の構築

地域社会のあらゆる分野の構成員が、未来の社会を創造し、担う存在であるすべての子どもたちが健やかに成長できる社会の構築という目標を共有し、それぞれの知識や経験を最大限に活かした役割を果たし、地域の子どもの成長と、また親が親として成長していく姿を温かく見守りともに喜びを分かち合いながら、子どもの最善の利益が実現できる支えあいのまちづくりを進めていきます。

基本目標

- 1 地域の子育て支援体制の強化
- 2 児童虐待防止対策の推進
- 3 子育て支援事業に従事する人たちへの支援体制の充実

施策の体系

【基本理念】

【基本的視点】

【基本目標】

【基本施策】

親として、家庭で、すべての子どもがあらゆる可能性にチャレンジするこころができて、子育ての喜びを、地域社会全体で感じることができ、支えあいのまちづくり

子どもの視点からの方向性
 I
 あらゆる可能性にチャレンジできるサポート体制の構築

保護者の視点からの方向性
 II
 子育てに喜びや生きがいを感じながら自らの成長をも実感し楽しむことができる支援体制の充実

地域・子育て支援関係者の視点からの方向性
 III
 地域社会のすべての人たちが親子の成長を支え、見守り、共に喜びを分かち合える社会の構築

1 子どもの健やかな成長を支援する体制づくり

- (1) 乳幼児健診、保健指導等の充実
- (2) 小児医療体制及び保健医療サービスの充実
- (3) 食育の推進
- (4) 子どもの生きる力の育成

2 特別な支援が必要な子どもへの支援の充実

- (1) 障害のある子どもへの支援体制の充実
- (2) 発達に不安のある子どものサポート体制の推進
- (3) 情報提供の推進

3 安全・安心な子どもの成長に配慮した環境の整備

- (1) 児童館・児童センターの充実
- (2) 図書館、公民館などを活用した学習環境の充実
- (3) 公園、運動場等の充実

4 良質な教育や保育を受けることができる環境の整備

- (1) 幼児期の教育・保育環境の基盤整備の充実
- (2) 学校施設及び放課後児童クラブの整備・充実

1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

- (1) 妊娠・出産期の支援の充実
- (2) 産後の支援の充実
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 情報提供の推進
- (5) 経済的負担の軽減

2 仕事と子育ての両立支援

- (1) 多様な保育ニーズに対する支援の充実
- (2) 待機児童を出さないための施策の推進
- (3) 放課後児童健全育成事業の推進
- (4) 就労に関する情報提供の推進
- (5) 男女共同参画の推進

3 ひとり親への支援

- (1) 日常生活支援の充実
- (2) 自立のための就労支援等の充実

1 地域の子育て支援体制の強化

- (1) 相談・支援体制の強化
- (2) ボランティア・NPO等との連携及び活動支援の推進

2 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止への意識の醸成及び通告、連絡体制の整備の充実
- (2) 関係機関との連携体制の強化

3 子育て支援事業に従事する人々への支援体制の充実

- (1) 保育所・幼稚園・認定こども園への支援の強化
- (2) 放課後児童クラブ関係者への支援の推進

この体系に基づき、具体的な子ども・子育て支援事業に取り組んでいきます。

子ども・子育て支援事業の展開

子ども・子育て支援法に基づく量の見込み及び確保方策の設定

子ども・子育て支援法では、市町村は、事業計画において教育・保育提供区域ごとに、5年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の必要利用定員総数（量の見込み・需要）と供給体制の確保の内容（確保方策・供給）を具体的な数値目標として設定することとしています。本市においては、今後、様々な施策の実施により社会的な状況等の変化等も考えられ、将来の状況が不透明であることから現状での実績を参考に数値を設定することを基本としています。

教育・保育提供区域

本計画では、本市全域を1区域とします

量の見込み等の設定にあたり、計画期間内の児童数を推計しています。本市の総人口は過去5年間ほぼ同水準を保っているものの、就学前（0～5歳）児童数においてはこれまで減少傾向で推移しており、平成31年4月1日現在17,798人で、18,000人を下回る状況となりました。

したがって、本計画においては計画策定時の児童数の水準を基に、一定の割合で減少していくものとして推計するものとします。

幼児期の学校教育・保育

子ども・子育て支援新制度において施設型給付の対象となる子どもは、子ども・子育て支援法第19条に定める支給要件に基づき市の認定を受けることになります。

認定区分	対象となる子ども	給付の内容	対象施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上で教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育事業等

量の見込み等の設定については、1号認定及び2号認定の対象となる3～5歳児は、平成30年度の利用実績で約97.4%が幼稚園や保育所等を利用している状況であり、今後もこの状況に大きな変化はないものと見込み、対象児童全員が幼稚園や保育所等を利用することとして量の見込みを設定します。

3号認定の対象となる0～2歳児については、利用実績が増加傾向にあり女性の社会進出による共働き世帯の増加や核家族化などの社会的な背景を考慮すると今後もこの傾向は続くものと見込まれますが、将来的な展望は不透明な状況です。

こうした状況を勘案し、本計画では3号認定の量の見込みをニーズ調査の結果を基に、令和元年度の実績見込みを踏まえた水準に設定します。

なお、量の見込みの設定に関しては、計画策定時の見込みであり、実際の利用状況や社会的動向等を踏まえ、適宜修正を行うとします。

■ 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保方策

(単位：人)

	令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度					
	1号		2号	3号		1号		2号	3号		1号		2号	3号		1号		2号	3号		1号		2号	3号		
	学校教育のみ	学校教育の利用希望が強い	保育	1・2歳	0歳	学校教育のみ	学校教育の利用希望が強い	保育	1・2歳	0歳	学校教育のみ	学校教育の利用希望が強い	保育	1・2歳	0歳	学校教育のみ	学校教育の利用希望が強い	保育	1・2歳	0歳	学校教育のみ	学校教育の利用希望が強い	保育	1・2歳	0歳	
①量の見込み	3,977	381	4,972	2,894	1,017	4,000	400	5,000	2,900	1,000	4,000	400	5,000	2,900	1,000	4,000	400	5,000	2,900	1,000	4,000	400	5,000	2,900	1,000	
②確保方策	4,440	600	5,477	3,176	1,070	4,440	600	5,477	3,176	1,070	4,440	600	5,477	3,176	1,070	4,440	600	5,477	3,176	1,070	4,440	600	5,477	3,176	1,070	
内訳	特定教育・保育施設	3,506	—	5,477	3,176	1,070	3,506	—	5,477	3,176	1,070	3,506	—	5,477	3,176	1,070	3,506	—	5,477	3,176	1,070	3,506	—	5,477	3,176	1,070
	確認を受けない幼稚園	934	—	—	—	—	934	—	—	—	—	934	—	—	—	—	934	—	—	—	—	934	—	—	—	—
	幼稚園及び預かり保育	—	600	—	—	—	—	600	—	—	—	—	600	—	—	—	—	600	—	—	—	—	600	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	認可外保育	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
過不足(②-①)	463	219	505	282	53	440	200	477	276	70	440	200	477	276	70	440	200	477	276	70	440	200	477	276	70	

地域子ども・子育て支援事業

事業名	区分	令和2年度～令和6年度	
利用者支援事業	○ 量の見込み	基本型・特定型	1 か所
		母子保健型	6 か所
	● 確保方策	基本型・特定型	1 か所
		母子保健型	6 か所
時間外保育事業 (延長保育事業)	○ 量の見込み	概ね 1,500 人	
	● 確保方策	概ね 1,500 人	
	■ 実施箇所数	概ね 34 か所	
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	○ 量の見込み	1 年生	概ね 1,100 人
		2 年生	概ね 1,050 人
		3 年生	概ね 900 人
		4 年生	概ね 580 人
		5 年生	概ね 360 人
		6 年生	概ね 210 人
	● 確保方策	概ね 4,200 人	
■ 実施箇所数	概ね 98 か所		
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	○ 量の見込み	概ね 10,000 人 (延べ人数)	
	● 確保方策	概ね 10,000 人 (延べ人数)	
	■ 実施箇所数	概ね 16 か所	
一時預かり事業 (幼稚園等での 一時預かり事業含む)	○ 量の見込み	幼稚園等	概ね 110,000 人 (延べ人数)
		保育所等	概ね 7,000 人 (延べ人数)
	● 確保方策	幼稚園等	概ね 110,000 人 (延べ人数)
		保育所等	概ね 7,000 人 (延べ人数)
	■ 実施箇所数	幼稚園等	概ね 62 か所
		保育所等	概ね 16 か所
子育て短期支援事業 (ショートステイ・ トワイライトステイ)	○ 量の見込み	ショートステイ	概ね 70 人 (延べ人数)
		トワイライトステイ	概ね 10 人 (延べ人数)
	● 確保方策	ショートステイ	概ね 70 人 (延べ人数)
		トワイライトステイ	概ね 10 人 (延べ人数)
	■ 実施箇所数	ショートステイ	概ね 3 か所
		トワイライトステイ	概ね 2 か所
病児・病後児保育事業	○ 量の見込み	概ね 5,500 人 (延べ人数)	
	● 確保方策	概ね 5,500 人 (延べ人数)	
	■ 実施箇所数	概ね 16 か所	
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・ センター事業)	○ 量の見込み	概ね 1,510 人 (延べ人数)	
	● 確保方策	一時預かり (未就学児)	概ね 900 人 (延べ人数)
		一時預かり (就学児)	概ね 600 人 (延べ人数)
		病児・緊急対応強化	概ね 10 人 (延べ人数)
■ 実施箇所数	1 か所		
妊婦健康診査	○ 量の見込み	概ね 33,000 人 (延べ人数)	
	■ 実施場所	群馬県医師会委託 産婦人科等	
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	○ 量の見込み	概ね 2,800 人 (延べ人数)	
	■ 実施体制等	概ね 570 人 高崎市母子等保健推進協議会委託	
養育支援訪問事業、子どもを守る 地域ネットワーク機能強化事業	○ 量の見込み	概ね 50 人	
	■ 実施体制等	こども救援センター、健康課等	

※ 量の見込み等の設定は、今後の状況や社会的動向等を踏まえ、適宜修正を行うとします。

本市独自の子ども・子育て支援等に関する施策の展開

本市では、法に定められた教育・保育や地域子ども・子育て支援事業による各施策を実施するだけでなく、本市の現状や地域のニーズに応じた子育て支援施策を展開していくほか、既存の事業においても必要に応じ国などの基準を上回る事業展開を実施し、子ども・子育て支援の更なる充実を図ります。

幼児期の学校教育に対する支援施策

本市では、かねてから保護者に対して幼稚園保育料の軽減や幼稚園就園奨励費の助成、第3子目以降幼稚園保育料無料化を実施してきましたが、幼児教育・保育の無償化により保育料は無償化されました。

幼稚園設置者に対しては運営費の一部について市単独で財政支援を行うなど必要な支援施策を実施しています。

さらに、いわゆる気になる子が多くなっている現状に鑑み、幼稚園等における気になる子への支援を行い、教育・保育現場における負担軽減を図ります。

- 幼稚園運営費市単独補助金
 - 気になる子対策
 - 第3子目以降副食費無償化
- 等

保育所や多様な保育ニーズに対する支援施策

本市では、保育所への年度途中での入所が困難な状況を解消するため、保育所があらかじめ採用した保育士に対する人件費の一部を補助する保育所入所待機解消支援事業を全国に先駆けて実施したほか、保育士の資格取得を目指す学生等を対象とした保育所の見学会を実施するなど独自の支援施策を実施しています。

また、0から2歳までの保育料の軽減措置や第3子目以降保育料無料化、3歳以上の第3子目以降の子どもの副食費の無償化を実施するほか、育児休業取得者の入所制限の撤廃や入所受付の通年化といった入所制度を実施します。

- 保育所保育料軽減措置
 - 第3子目以降保育料無料化
 - 第3子目以降副食費無償化
 - 保育所入所待機解消支援事業
 - 保育士資格取得（予定）者施設見学推進事業
 - 病児・病後児保育事業等市単独補助金の交付
 - 気になる子対策
 - 保育士確保事業
 - 育児休業取得者の入所制限の撤廃
 - 保育所入所の通年化
- 等

放課後児童健全育成事業に対する支援施策

本市では、事業の実施にあたり学校との協力のもと敷地内の専用施設の建設や余裕教室の活用など、児童の健全育成や安全に配慮した取り組みを実施してきたほか、制度改正により新たに対象となった高学年児童の受け入れも、かねてから多くのクラブで取り組んでいます。

また、保護者への負担軽減として、第3子目以降の保育料の無料化を実施します。

- 放課後児童クラブの運営に要する費用の市単独補助
 - 高学年児童受け入れの推進
 - 第3子目以降放課後児童クラブ保育料無料化
- 等

その他の総合的な支援施策

本市では、子育てに関する相談や支援をワンストップで行う子育てなんでもセンターをはじめとし、家事・育児に関する支援を行う子育てSOSサービス事業の実施や、児童虐待や家庭児童相談、女性相談に関する支援を行うこども救援センターの開設により、安心して子育てができる環境整備を推進します。

また、子育て世代が「子育てするなら高崎市」と実感できるよう支援します。

- 子育てなんでもセンター
 - 子育てSOSサービス
 - こども救援センター
- 等

計画の進行管理

計画の実施に向けて、各事業担当部署では体制を整備し事業を推進していくとともに、高崎市子ども・子育て会議において事業の進行管理状況等について審議し、ご意見やご助言をいただき、必要な対策を実施するものとします。

『第2期高崎市子ども・子育て支援事業計画』

< 概要版 >

令和2年度～令和6年度
(2020年度～2024年度)

発行 高崎市
〒370-8501 高崎市高松町 35 番地 1
027(321)1111(代表)
<http://www.city.takasaki.gunma.jp/>
編集 福祉部 こども家庭課